

第5章

計画の推進体制

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」において、第3章－4に示す指標や取組の実施状況を確認しながら、計画の評価や進捗管理を行っていきます。

また、庁内においても、防犯に関連する施策の担当局等で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」による組織横断的な計画推進に取り組んでいきます。

なお、犯罪のない安全で安心なまちづくりや、犯罪被害者等に対する支援に関する施策・取組を実施するにあたっては、関係機関・団体等との連携を図りながら行っていきます。

